

志摩市小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン

平成29年12月 1日 策定
令和 7年 1月17日 改訂

志摩市

1. 目的

太陽光をエネルギー源とする発電設備の設置事業について、志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例（以下「市再エネ条例」という。）の適用除外事業（比較的小規模な下記事業）についても、住環境への影響や各地域が有する自然環境や景観特性を踏まえ、周辺への一定の配慮が必要なことから本ガイドラインを策定する。

2. 対象事業

土地に自立して設置する、事業区域（※）の面積が 1,000 平方メートル未満の事業及び事業区域の発電出力が 50 キロワット未満の事業。

※事業区域・・・太陽光発電設備を設置する範囲

3. 設置方法

色 彩	太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用してください。
設 置 位 置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、運転者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等の設置が必要です。 ・主要な眺望点や道路及び住宅などから見た場合に、景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしてください。また、志摩市景観条例に該当する場合は届出が必要です。 ・太陽光パネルの反射光や反射熱などにより近隣住民の生活環境が悪化しないよう配置の工夫や植栽などにより対策をしてください。 ・騒音を発生する設備（パソコン等）は、近隣に配慮した位置に設置してください。 <p><例示></p>
住 宅 等 へ の 配 慮	<p>設置する土地に隣接する土地に住宅や事業所（以下「住宅等」という。）がある場合は、生活環境が悪化するおそれがあることから設置しないようにしてください。</p> <p>また、設置する土地に隣接していない場合でも住宅等の敷地境界から 5m 以内に太陽光パネルを設置しないようにしてください。（該当する住宅等の管理者から承諾のあった場合は除く。）</p>

住民等への説明	<p>計画段階において、事業区域の近隣住民及び隣接地の所有者、自治会のほか、造成工事等を伴う場合は、下流域の漁業者（漁協）及び農業者等（以下「地域住民等」という。）に対し説明会を開催し、事業について理解が得られるように努め、地域住民等から出された意見や要望に対しては書面を交付するなど迅速かつ誠実な対応をしてください。</p> <p>また、太陽光発電設備設置後、設備に起因して発生した苦情に対しても迅速かつ誠実な対応をしてください。</p>
自然環境への配慮	<p>伐採や造成等を行う場合は、排水計画を立て土砂等が流出しないよう対策をし、地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしてください。</p> <p>また、事業区域における除草等の環境整備に努めるとともに、除草剤は、周辺環境への影響に配慮し、極力使用しないように努めてください。</p>
設備の安全性など	<p>設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。適切に維持・管理していくため、日常的な巡視及び定期的な点検を行うとともに、実施した保守点検及び維持管理の内容について記録保管し、市の求めに応じて提出できるようにしてください。</p>
附属設備など	<p>パワーコンディショナーや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用してください。</p>
標識の設置	<p>事故、機器の故障及び災害等が発生した場合に速やかに対応するため、事業者の名称、連絡先その他の必要な事項を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置してください。</p>
撤去など	<p>事業を廃止した時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づいて、速やかに事業者の責任により撤去等適切に処理し、処分をしてください。また、固定価格買取制度の場合の価格には、廃棄費用が含まれていることに留意し、撤去及び処分に係る費用を計画的に確保してください。</p>

4. 設置事業の届出

事業者は、事業に着手する前のできるだけ早い時期に「事業概要書（様式 1）」を市長へ提出してください。

提出された「事業概要書」は、必要に応じ、市、県、国の間で共有し、地域住民から求められた場合は、地域住民に情報提供を行います。

また、届出内容に変更または中止があった場合は「事業概要書（変更）（様式 2）」を提出してください。

事業概要書提出先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22

志摩市 市民生活部 環境・ごみ対策課（電話 0599-44-0228）

5. 関連法令

土地に自立して設置する小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業にあっても、下記に掲げる個別法の適用区分を確認する必要があります。

法令名	所管部署
自然公園法	環境省伊勢志摩国立公園管理事務所
景観法（志摩市景観条例）	志摩市都市計画課
農地法、農業振興地域の整備に関する法律	志摩市農林課（農業委員会）
森林法	志摩市農林課
文化財保護法	志摩市教育委員会 生涯学習スポーツ課
急傾斜地法	三重県志摩建設事務所
砂防法	三重県志摩建設事務所
地すべり等防止法	三重県志摩建設事務所
海岸法	海岸管理者
港湾法、漁港漁場整備法	港湾管理者、漁港管理者
河川法	河川管理者
地方税法	志摩市課税課
その他	各所管機関担当部署

6. 指導及び助言

市が必要と認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことがあります。

関係法令等の違反が疑われる場合には、該当する法令等を所管する行政機関に情報共有を行い、適切な指導等が行われるよう連携して対応します。

なお、再エネ特措法（FIT・FIP）に基づく事業については、指導・助言・改善命令、認定の取消の措置について、国に相談します。

7. その他

- （1）事業全体の計画及び実施については、資源エネルギー庁のガイドライン及び環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインに基づいて進めてください。
- （2）説明の対象や説明の項目及び説明事項は、FIT・FIPの認定取得にかかわらず、資源エネルギー庁が策定する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準じていただくのが望ましいと考えます。

8. 施行期日

このガイドラインは令和7年4月1日から施行します。

このガイドラインの施行日において、太陽光発電設備を設置しようとしている事業者は、ガイドラインの趣旨に沿った対応をしてください。

(宛先) 志摩市長

住 所

事業者名

事業概要書

内 容		記入年月日	年 月 日
1	設備設置予定場所 (住所) ※複数の地番がある場合は全て記入		
2	事業予定地の面積 (㎡)		
3	事業予定地の登記地目 ※複数ある場合、別紙に各々の地目と面積 (㎡) を記入		
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に 現況地目を記入してください。		
4	土地所有者 ※複数ある場合、別紙に各々記入	住 所	
		氏 名	
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	総発電出力 (kW)		
12	定格出力 (kW)		
13	設置区域における関係法令の確認	有 無 (関係法令 :)	
14	設置工事着手予定	年 月	
15	運転開始予定	年 月	
16	事前説明を予定している地域		

※太陽光発電設備の設計図、設置予定場所の位置図及び配置図を添付してください。

※事業概要書の提出後に、上記事業概要の主要事項 (1~12) が変更となった場合には、「事業概要書 (変更)」 (様式 2) を提出してください。

※情報は、必要に応じ、市、県、国の間で共有します。

また、地域住民等への説明の際は、本事業概要書に基づき説明を行ってください。

(宛先) 志摩市長

住 所
事業者名

事業概要書 (変更)

年 月 日付で提出しました事業概要書について、以下のとおり変更がありましたので届出ます。

内 容	記入年月日	年 月 日	変更の 有無
	変更前	変更後	
1 設備設置予定場所 (住所) <small>※複数の地番がある場合は全て記入</small>			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 事業予定地の面積 (㎡)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 事業予定地の登記地目 <small>※複数ある場合各々の地目と面積 (㎡) を記入</small>			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<small>※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。</small>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 土地所有者 <small>※複数ある場合、別紙に各々記入</small>	住 所		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	氏 名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 発電事業者	事業者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	住 所		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	電話番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	担当者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	緊急連絡先		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11 総発電出力 (kW)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12 定格出力 (kW)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※事項 1~12 まですべてを記入し、変更の「有」「無」にチェックを入れてください。

※変更事項が確認できる書類を添付してください。

※提供いただいた情報は、必要に応じ、市、県、国の間で共有させていただきます。

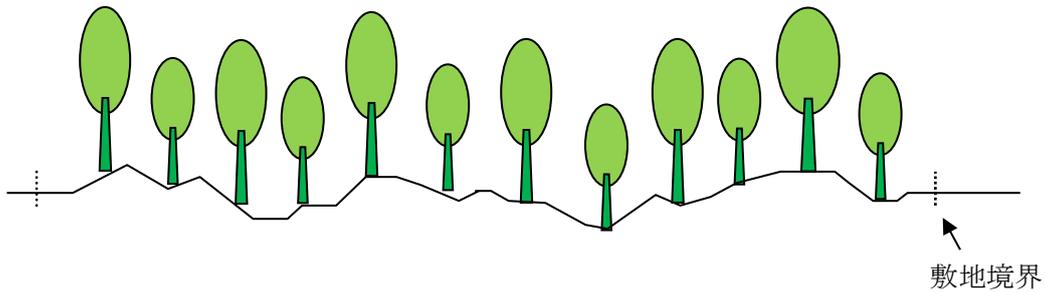
参考資料

事業区域の考え方について

志摩市では、自然環境保全の観点から事業区域の考え方を次のとおり定めていますので、参考としてください。

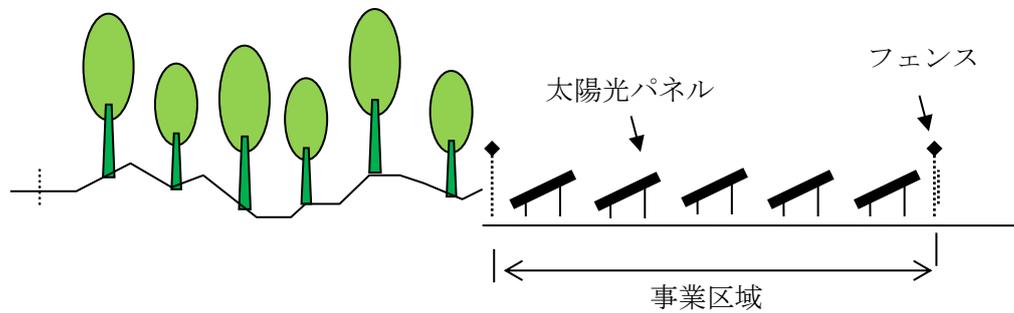
①樹木の伐採や造成を行う場合

【設備設置前】

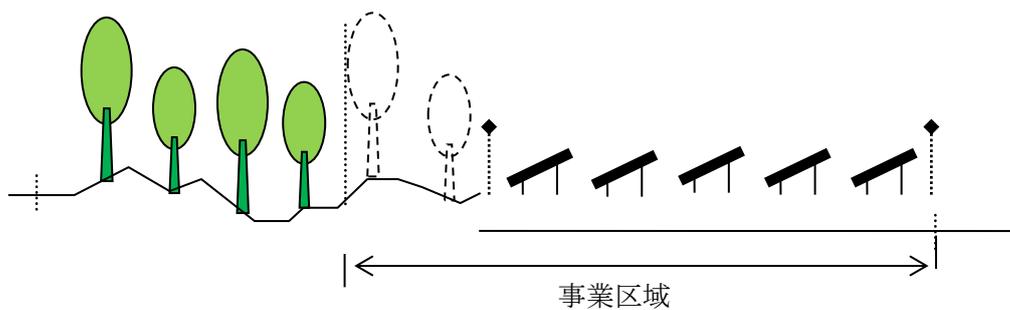


【設備設置後】

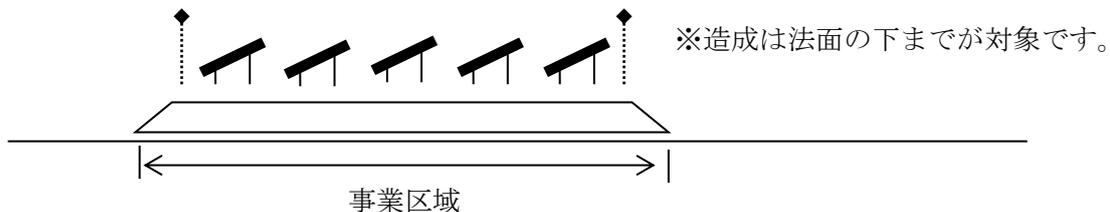
下図の範囲を事業区域とします。



※例えば、下図のように日陰にならないように伐採を行った場合は、造成面積のほか伐採した部分の面積までが事業区域となります。



※造成で法面ができる場合は、法面下からが事業区域となります。



②樹木の伐採や造成を行わない場合

空き地や畑などで造成がない場合（土地を均す程度）は、フェンス等により囲まれた範囲を事業区域とします。

【設備設置前】



【設備設置後】

